

酒飲み運転をなくす運動

- ◎酒飲み運転は絶対しない…勇気を
- ◎運転者に酒をすすめない…親切を
- ◎酒飲み運転はさせない…良識を

発行所

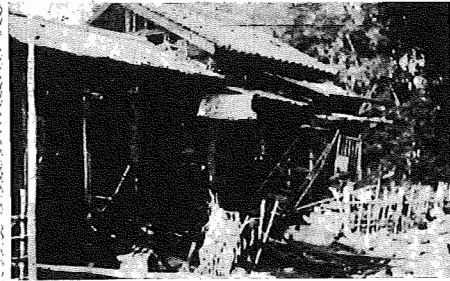
千葉県東葛飾郡我孫子町役場  
 電話あびこ (0471) 82-2111 (代表)  
 昭和34年7月30日水三郵便物認可  
 発行日 毎月 1日・16日 1部 2円

増加する火災急件数

常設消防発足して最高

- ◆春の火災予防運動が二月十九日から三月十三日まで行
- ◆なわれすが、この運動にさきがけ、本町の昨年一年
- ◆間の火災急件数、救急件数がまじりましたのでお知らせ
- ◆せし、一層の火の用心をお願いします。

「火災について見ると、建物火災十八件、林野火災一件、その他の火災五十二件、その他の火災五十七年に常設消防が発足して以来に比べて二十四件も多くなっています。



これに伴い損失面、損書見積額も二倍近くになっております。これは昭和十七年に常設消防が発足して以来に比べて二十四件も多くなっています。

これらの原因をみると、タバコ、マッチなどの投げ捨てが一番多く十二件、ついで、たき火の不始末、及び火子供の火遊び、石油ストーブの取り扱い不注意などとなっています。

居室からの出火が多い

暖房器具の取り扱い注意

台所の火はだいたい、プロパンガス石油コンロのせいで起きています。最近の火災統計を見ると、台所よりもむしろ居室から起る火災の方が多くなっています。これは最近急激に増加した暖房器具の取り扱いに注意を払っていただく。

【交通傷害保険】

前号でお知らせした町交通傷害保険については、二月十日から各地区で説明会を行なっておりますが、今回は、この保険について具体的に説明します。

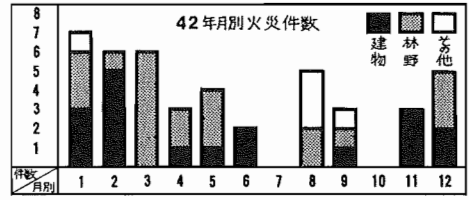


この保険は、町に住んでいる人を対象として、車輛による「いわゆる交通事故」で被害を受けたときに支払われるもので、被保険者が車輛により、衝突、転落、火災、爆発、てんぷらなどで被害を受けたときに、被保険者が支払うことになる。安全地帯にいて、車の

□ 家の中にいて、車が突込んでくる被害を受けた場合。

□ 保険に入っている人が故意に傷害を受けたとき(あたり屋)

□ 自殺、犯罪行為など。



また、外出や就寝時には必ず消して、消火を確かめよう。  
 「コタツ」による火事は、ふとんや衣類が中へ落ちたり火を入りすぎて熱くなり火災になることが多くあります。また、一酸化炭素の中毒にも気を付けましょう。  
 電気器具、種類も多くありますが、アイロン、コンロなどから多く火災が起きています。  
 コンロを長く使用すると下側が過熱するので、木の台や壁の上で直かに使用するのは危険です。アイロンによる事故が多くて、アイロン台で熱、石油コンロ、ガスコンロなどを多く使いますが、近くに燃やさないものを置かないで、台は鉄板張りを使うようにしましょう。

交通事故の出動四十六%

救急業務は、昭和四十一年八月に救急車を購入して開始しましたが、昨年の出動した回数は三百七十八件の多くを占め、一日平均一件余となっております。

その中で医療に搬送した件数は、三百二十三件で、交通事故による出動が一番多く、百五十一件で全体の四十六パーセントを占めております。

次に多いのが急病によるもので百二十件、三十九パーセントとなっております。このように救急事故が多



土木メモ  
 架橋の老朽による大型車の通行止めは、昭和四十二年五月といわれています。このため市街地から徒歩で約十分程の距離に架橋が架けられており、現在は、架橋の老朽による大型車の通行止めは、昭和四十二年五月といわれています。このため市街地から徒歩で約十分程の距離に架橋が架けられており、現在は、架橋の老朽による大型車の通行止めは、昭和四十二年五月といわれています。

架橋の老朽による大型車の通行止めは、昭和四十二年五月といわれています。このため市街地から徒歩で約十分程の距離に架橋が架けられており、現在は、架橋の老朽による大型車の通行止めは、昭和四十二年五月といわれています。

町の人口  
 昭和42年12月31日現在

男	18,222人	(前月比113人増)
女	18,609人	( 108人増)
男女計	36,831人	( 221人増)
世帯数	9,016世帯	( 76世帯増)

12月の人口動態

(計)	63人
(男)	38人
(女)	25人
出生	9人
死亡	199人
転入	115人
転出	121人
世帯	45世帯

新庁舎の付帯工事を契約解決  
 今年七月完成をめざして行なわれている新庁舎建設事業は、現在敷地工事が行なわれておりますが、この事業の付帯工事として、この

農業委員会委員 選挙人名簿の縦覧

農業委員選挙人名簿が、一月十六日の選挙管理委員会で調製されました。選挙人名簿の調製は、本年一月一日現在で、十一月以上一年の農地を耕作している者で、年間に約六十日以上耕作に従事していること、三十歳以上になること、二つの要件を具備している者が登録するものになっていま

